

担当	令和8年1月13日 【照会先】 神奈川労働局 労働基準部 安全課 安全課長 塚田 和男 地方産業安全専門官 小野 純一 電話 045-211-7352
----	--

## 建設現場の集中監督を実施しました

神奈川労働局（労働局長 児屋野 文男）は、令和7年の建設業における死亡災害の増加を受け、神奈川労働局管下の12の労働基準監督署による建設工事現場の集中監督を令和7年12月第1～2週を中心に実施しました。

その結果を取りまとめましたので公表します。

### 【建設工事現場の集中監督指導結果の概要】

(1) 実施期間	令和7年12月1日～12月24日
(2) 臨検監督実施現場数	124現場
(3) 臨検監督実施件数	261件
(4) 違反率（※）	87.0%
(5) 主要違反事項の件数	
元方事業者等の管理に係る違反	92件
足場の墜落防止措置等に係る違反	39件
高所作業における墜落防止措置の違反	23件

### (6) 違反の傾向

元方事業者の安全衛生管理以外では、足場・架設通路における手すりの未設置等に関する違反が最も多く、次いで、作業床の未設置・作業床の端部・開口部における手すり等の未措置に関する違反が多く認められた。そのほか、建設機械・クレーンに関する危険防止措置や感電防止措置の違反など多岐にわたる法違反が認められた。

※ 労働基準監督官が臨検監督した建設現場において、元方事業者や請負会社に対して法違反に係る是正勧告等を行ったもの（法違反以外の指導事項を含んでおりません）。

添付資料 建設現場 集中監督指導結果（令和7年12月実施）

建設工事現場の集中監督を実施します（令和7年11月27日プレスリリース）

# 建設現場 集中監督指導結果（令和7年12月実施）

(添付資料)

## 1 違反状況

	建築	土木	その他 (電気工事等)	計
臨検監督実施数	229	13	19	261
法令違反件数	198	12	17	227
違反率	86.5%	92.3%	89.5%	87.0%

## 2 違反の概要

	違反件数	主な内容
元方事業者等の安全管理	92	協力会社（下請）の法令違反の指導の未実施、協議組織の設置・運営の未実施、使用する墜落防止設備等に係る災害防止措置の未実施
足場等の墜落防止措置	39	足場における手すり・中さん・幅木等の未設置、点検未実施、架設通路に係る手すりの未設置等、最大積載荷重の未表示
高所作業における墜落防止措置（足場以外）	23	作業床の未設置、作業床の端部・開口部における囲い・覆い・手すりの未設置
建設機械・クレーン等	21	車両系運搬機械・車両系建設機械・移動式クレーン等の作業の方法の未決定、接触による危険防止の未実施、運転席から離れる場合の未措置、アウトリガー未張り出し
昇降設備、はしご、安全通路等の安全確保	19	高さ（深さ）が1.5メートルを超える箇所の昇降設備未設置、通路における障害物放置等の有効保持の未整備
作業主任者の選任、氏名及び職務内容の周知	15	足場の組立て等作業主任者、特定化学物質作業主任者の未選任、作業主任者の氏名及び職務内容の掲示等による周知の未措置
化学物質取り扱い等有害作業の適正管理	9	化学物質のリスクアセスメントの実施時期不適切、粉じん作業における呼吸用保護具の未使用、有機溶剤を入れてあった空容器の未管理
電気機械器具の使用に係る感電防止措置等	7	漏電による感電防止の未措置、手持型電灯等のガードの未措置、電気機械器具の充電部の絶縁覆い未措置、仮設配線の通路面での使用（損傷防止未実施）
型枠支保工等	6	組立図の未作成、パイプサポートの支柱脚部の滑動防止未措置、組立て・解体時の関係者以外立入禁止未措置
その他	7	クレーン設置報告未提出、作業場床面の安全な状態の有効保持未措置、研削といしの覆い未措置

報道関係者各位

担当	令和7年11月27日 【照会先】 神奈川労働局 労働基準部 安全課 安全課長 塚田和男 地方産業安全専門官 小野純一 電話 045-211-7352
----	---

## 建設工事現場の集中監督を実施します

令和7年12月第1,2週に県下の労働基準監督署が実施

神奈川労働局（労働局長 児屋野 文男）において、本年の建設業の死亡災害増加を受け、例年、年末の慌ただしい中での災害を防止する観点から12月の第一週に集中的に監督指導を実施していましたが、本年は昨年実施しなかった労働局長パトロールを実施するとともに、集中的な監督指導の実施時期を長くし、12月第1、第2週に全12の労働基準監督署による建設工事現場の集中監督指導を実施し、建設工事現場での安全意識を高めてもらうこととします。

### 1 趣旨

神奈川労働局管内の建設業の労働災害について、死亡者数は、10月末現在（速報値）で13人となり、昨年の確定値12件を上回って発生しています。（図1）

事故の型別では、墜落・転落が最も多く4件、次に飛来・落下が3件、激突され、はさまれ・巻き込まれがそれぞれ2件、爆発、有害物との接触がそれぞれ1件となっています。（図2）

このような状況を踏まえ、墜落・転落などによる死亡重大災害を防ぐため、労働局長の建設現場パトロール実施時期（12月1日実施、別途プレスリリースをご覧ください）に合わせて、神奈川労働局管下12の労働基準監督署が一丸となり、12月1日から12日までの間に建設現場の臨検監督を実施することといたしました。

図1

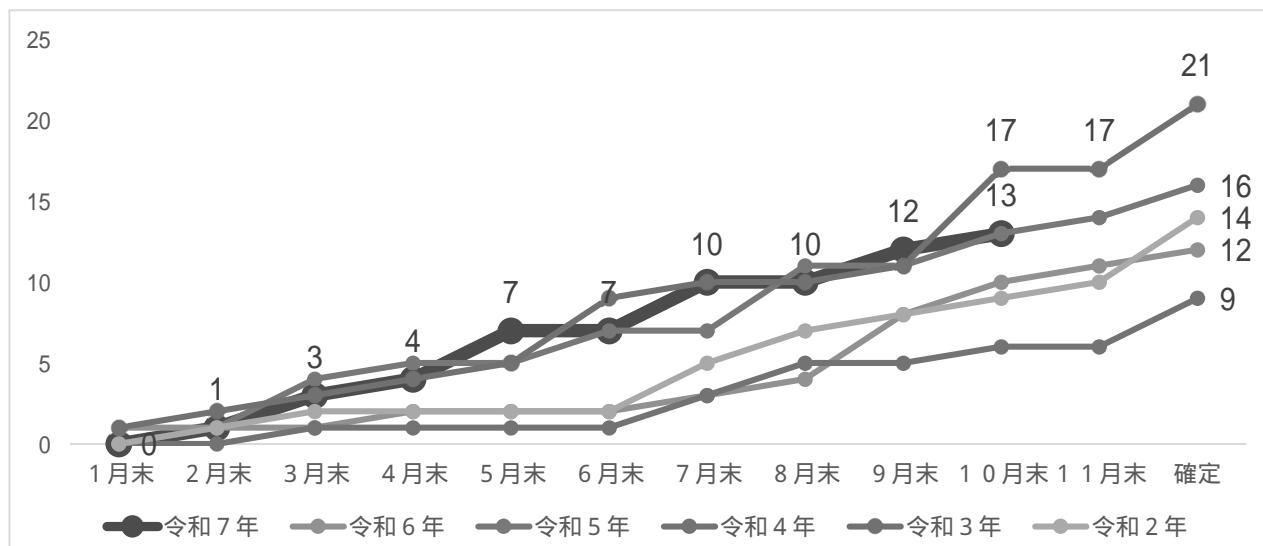
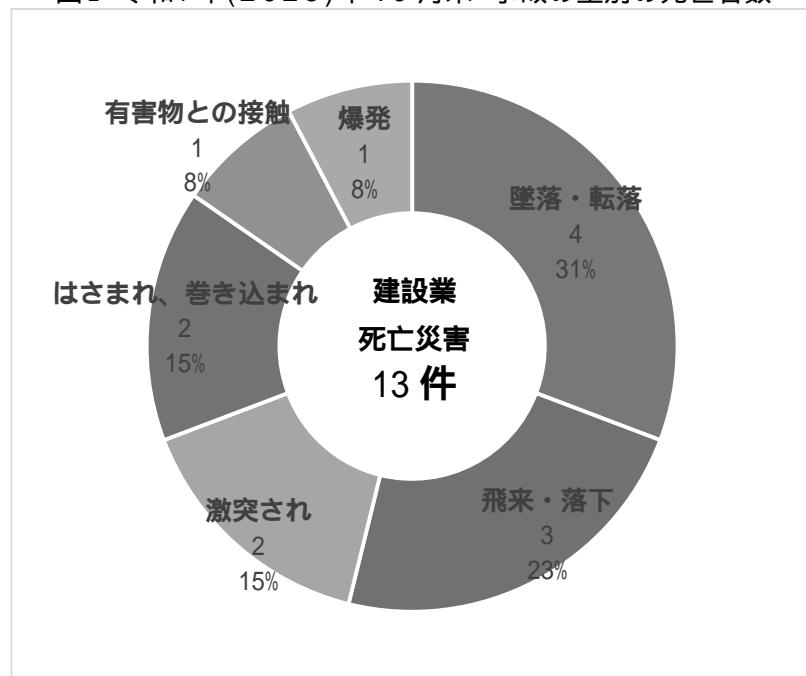


図2 令和7年(2025)年10月末 事故の型別の死者者数



## 2 集中監督の概要

### (1) 実施体制

神奈川労働局管下全12の労働基準監督署の署長、副署長ら署幹部を含む監督・安全衛生部署に配置された労働基準監督官（単独又は複数）。

### (2) 方法

労働基準監督官による臨検監督を実施します。

### (3) 実施期間

令和7年12月1日（月）～12日（金）に集中して実施します。

### (4) 臨検監督を実施する工事現場等詳細は非公表です。